

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT2618176

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	10/01/2013
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
TERAMIKROS, INC.	10/01/2013
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TERA PROBE, INC.
Street Address:	2-7-17, SHIN-YOKOHAMA, KOHOKU-KU,
City:	YOKOHAMA CITY, KANAGAWA
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 4	
Property Type	Number
Application Number:	12009719
Application Number:	13960485
Application Number:	12944114
Application Number:	13232180
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(212)319-5101
Phone:	212-3194900
Email:	sportnoy@hhpatent.com
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the email attempt is unsuccessful.</i>	
Correspondent Name:	LEONARD HOLTZ
Address Line 1:	220 FIFTH AVENUE
Address Line 2:	16TH FLOOR
Address Line 4:	NEW YORK, NEW YORK 10001-7708
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	TERAMIKROS/TERAPROBELH/SP
NAME OF SUBMITTER:	SHARON PORTNOY

OP \$160.00 12009719

Signature:	/Sharon Portnoy/
Date:	11/18/2013
Total Attachments: 33 source=Teramikros Tera corporate change#page1.tif source=Teramikros Tera corporate change#page2.tif source=Teramikros Tera corporate change#page3.tif source=Teramikros Tera corporate change#page4.tif source=Teramikros Tera corporate change#page5.tif source=Teramikros Tera corporate change#page6.tif source=Teramikros Tera corporate change#page7.tif source=Teramikros Tera corporate change#page8.tif source=Teramikros Tera corporate change#page9.tif source=Teramikros Tera corporate change#page10.tif source=Teramikros Tera corporate change#page11.tif source=Teramikros Tera corporate change#page12.tif source=Teramikros Tera corporate change#page13.tif source=Teramikros Tera corporate change#page14.tif source=Teramikros Tera corporate change#page15.tif source=Teramikros Tera corporate change#page16.tif source=Teramikros Tera corporate change#page17.tif source=Teramikros Tera corporate change#page18.tif source=Teramikros Tera corporate change#page19.tif source=Teramikros Tera corporate change#page20.tif source=Teramikros Tera corporate change#page21.tif source=Teramikros Tera corporate change#page22.tif source=Teramikros Tera corporate change#page23.tif source=Teramikros Tera corporate change#page24.tif source=Teramikros Tera corporate change#page25.tif source=Teramikros Tera corporate change#page26.tif source=Teramikros Tera corporate change#page27.tif source=Teramikros Tera corporate change#page28.tif source=Teramikros Tera corporate change#page29.tif source=Teramikros Tera corporate change#page30.tif source=Teramikros Tera corporate change#page31.tif source=Teramikros Tera corporate change#page32.tif source=Teramikros Tera corporate change#page33.tif	

DECLARATION

I, Natsuki Kawaharazuka of S & S INTERNATIONAL PPC, located at Suzuye & Suzuye Bldg., 1-12-9 Toranomom, Minato-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare:

1. That I am well acquainted with the Japanese and English languages, and
2. That the attached documents are a Certificate of Detailed Company History of Tera Probe, Inc. extracted from the Commercial Register and true English translation of the relevant portion thereof.

And I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.

Dated this *18th* day of *November*, 2013


Natsuki Kawaharazuka

Certificate of detailed company history
(Partial translation)

2-7-17, Shin-Yokohama, Kohoku-ku, Yokohama City

Tera Probe, Inc.

Corporation number: 0200-01-053623

(1) Corporate Name: Tera Probe, Inc.

(2) Head office: 2-7-17, Shin-Yokohama, Kohoku-ku, Yokohama City

(3) Means of public announcement:

This is to be done in the Official Gazette.

The public announcement of our company is to be done through
Internet <http://www.teraprobe.com/>

If such means can not be utilized due to unavoidable
reasons, such as an accident, the public announcement is to
be done in the Nihon Keizai newspaper.

Changed: June 16, 2010

Registered: June 30, 2010

(4) Date of incorporation: August 4, 2005

(Translation of below is omitted)

*Matters underlined are cancelled.

(Translation of page 2 to page 26 is omitted)

(Page 27)

(Translation of Item (1) and (3) to (6) is omitted)

(2) Merger:

Merger of Teramikros, Inc. of 10-6, Imai 3-chome, Ome-shi,
Tokyo on October 1, 2013

Registered: October 1, 2013

(1) Item of registered records:

Move of head office on July 1, 2007, from 2-2-1 Yaesu,
Chuo-ku, Tokyo

Registered: July 23, 2007

This document is to certify that the aforementioned items are
all the items registered in the commercial register which are not
closed.

October 31, 2013
Yokohama Local Legal Affairs Bureau
Kohoku Branch
Registrar: Mistuhiko Uehara (grand seal)

*Matters underlined are cancelled.

履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプローブ
会社法人等番号 0200-01-053623

商号 (1)	株式会社テラプローブ		
本店 (2)	横浜市港北区新横浜二丁目7番17号		
公告をする方法 (3)	官報にこれを掲載する。		平成22年 6月16日変更
	電子公告とする。 http://www.teraprobe.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。		平成22年 6月30日登記
会社成立の年月日 (4)	平成17年8月4日		
目的	1. 半導体集積回路の製造、検査、測定および加工業務 2. 前号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 3. 労働者派遣事業 4. 前各号に付帯または関連する一切の事業 平成20年 6月18日変更		
	1. 半導体集積回路の製造、検査、測定および加工業務 2. 前号に関連するハードウェアおよびソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 3. 労働者派遣事業 4. 保有設備、治工具等のレンタルに関する事業 5. 前各号に付帯または関連する一切の事業 平成22年 6月16日変更		
単元株式数	普通株式 10株		
	A種類株式 10株		
	10株		平成22年 5月10日変更
			平成22年 5月17日登記
	100株		平成22年 5月28日変更
			平成22年 6月 8日登記
発行可能株式総数	300万株		

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	3000万株	平成22年 5月28日変更
		平成22年 6月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 124万8000株 各種の株式の数 普通株式74万株 A種類株式50万8000株	平成21年 3月31日変更
		平成21年 4月 9日登記
	発行済株式の総数 127万6000株 各種の株式の数 普通株式76万8000株 A種類株式50万8000株	平成22年 3月31日変更
		平成22年 4月14日登記
	発行済株式の総数 76万8000株	平成22年 3月31日変更
		平成22年 4月14日登記
	発行済株式の総数 76.8万株	平成22年 5月28日変更
		平成22年 6月 8日登記
	発行済株式の総数 92.8万株	平成22年12月15日変更
		平成22年12月15日登記
	発行済株式の総数 928万100株	平成23年 2月28日変更
		平成23年 3月10日登記
	発行済株式の総数 928万2500株	平成23年 3月31日変更
		平成23年 4月 5日登記
資本金の額	金9.6億円	
	金11.8億2000万円	平成22年12月15日変更
		平成22年12月15日登記
	金11.8億2013万2500円	平成23年 2月28日変更
		平成23年 3月10日登記
	金11.8億2331万2500円	平成23年 3月31日変更
		平成23年 4月 5日登記

発行可能種類株式
総数及び発行する
各種類の株式の内
容

各種の株式の数

普通株式 200万株

A種類株式 100万株

1. 剰余金の配当

本公司が剰余金の配当をするときは、A種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して支払う額（以下「普通株主配当額」という。）にA種類株式交換比率を乗じた金額（ただし、円位未満小数第一位を四捨五入するものとする。以下、「A種株主配当額」という。）の剰余金の配当を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて支払う。本記載において、A種類株式交換比率とは、5万円（ただし、A種類株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）をA種類株式交換価額（下記5.（3）に定める）で除して得られる数とする（ただし、円位未満小数第四位を四捨五入するものとする。）。

2. 中間配当

本公司が中間配当をするときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う額（以下「普通株主中間配当額」という。）にA種類株式交換比率を乗じた金額（ただし、円位未満小数第一位を四捨五入するものとする。以下「A種株主中間配当額」という。）を中間配当として、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて支払う。

3. 残余財産の分配

本公司が残余財産の分配をするときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う額にA種類株式交換比率を乗じた金額（ただし、円位未満小数第一位を四捨五入するものとする。）の残余財産の分配を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて行う。

4. 議決権

A種株主は、定款または法令による別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. A種類株式の取得請求権に関する事項

- (1) A種株主は、本公司に対してA種類株式の取得を請求し得べき期間中、発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件でA種類株式の取得及びこれと引換えに普通株式の交付を請求することができる。A種類株式の取得を請求し得べき期間は、2015年10月1日以降とする。ただし、本公司が、取締役会の決議に基づき、全ての株主に対し、同日以前の一定の日以降A種類株式の取得請求権の行使を可能とする旨の個別の通知を行った場合は、取得を請求し得べき期間は当該日以降とする。A種類株式の取得及び普通株式の交付の効力は、会社法第167条第1項及び第2項の規定に基づき、A種株主が取得の請求をした時に生じる。
- (2) 前項に基づき交付すべき普通株式の数は、取得されるA種類株式数に5万円を乗じ、これをA種類株式交換価額で除して得られる数とする。ただし、前記の普通株式数の算出により生じた1株未満の端数については、切り捨てる。

(3) A種類株式交換価額

① A種類株式交換価額は、1株当たり5万円とする。

② A種類株式発行後、本公司が、次の各決定を行った場合、A種類株式交換価額は以下の算式に従って調整される（ただし、円位未満小数第一位を四捨五入するものとする）。

- (i) その時点で適用あるA種類株式交換価額を下回る1株当たりの払込金額または処分価額での普通株式の発行または処分。

(ii) 普通株式に交換可能な株式で、その発行または処分の際の払込金額または処分価額を交換により交付されることとなる普通株式数で除した金額が、その発行または処分の時点で適用あるA種類株式交換価額を下回るものの発行または処分。

(iii) 普通株式に交換可能な株式以外の証券（新株予約権付社債を含む。）または普通株式を引受、購入もしくは取得する権利もしくは予約権（新株予約権を含む。）で、その発行または処分の際の払込金額または処分価額を交換により交付されることとなる普通株式数で除した金額が、その発行または処分の時点で適用あるA種類株式交換価額を下回るものの発行または処分。

$$\frac{\text{調整後のA種類株式交換価額}}{\text{調整直前のA種類株式交換価額}} = \frac{A+B}{A+C}$$

A：調整直前の普通株式の発行済み株式数（本会社が保有する普通株式数を除く。）

B：当該発行または処分により本会社が得た対価の合計額をもって調整直前のA種類株式交換価額により取得できる普通株式の株式数

C：当該発行に伴い発行されるまたは当該処分に伴い譲渡される普通株式の株式数

③ A種類株式発行後、合併、資本減少、株式分割、株式併合その他普通株式の発行済み株式数の変更または変更の可能性が生ずる事由が発生した場合、A種類株式交換価額は、本会社の取締役会が合理的に決定する比例的割合をもって調整される。本項の規定に基づくA種類株式交換価額の調整の効力発生の日は取締役会が合理的に決定する。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のA種類株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

④ 本条第2項の規定に基づくA種類株式交換価額の調整の効力は、以下の各日から生じる。

(i) 本会社がその時点で適用あるA種類株式交換価額を下回る1株当たりの払込金額または処分価額で普通株式の発行または処分を行った場合、または普通株式に交換可能な株式で、その払込金額または処分価額を交換により交付されることとなる普通株式数で除した金額が、その発行または処分の時点で適用あるA種類株式交換価額を下回るものの発行または処分を行った場合、調整後A種類株式交換価額は、当該株式への払込期日の翌日から効力を生じる。ただし、当該株式の発行または処分が、基準日現在の株主に対する割当によりなされる場合は、かかる基準日の翌日から効力を生じる。

(ii) 本会社が、普通株式に交換可能な株式以外の証券（新株予約権付社債を含む。）または普通株式を引受、購入もしくは取得する権利もしくは予約権（新株予約権を含む。）で、その払込金額または処分価額を交換により交付されることとなる普通株式数で除した金額が、その発行または処分の時点で適用あるA種類株式交換価額を下回るものの発行または処分を行った場合、調整後A種類株式交換価額は、当該発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。ただし、当該発行または処分が、基準日現在の株主に対する割当によりなされる場合は、かかる基準日の翌日から効力を生じる。

6. A種類株式の取得条項に関する事項

A種類株式は、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所または株式会社ジャスダックへ上場された日（以下「一斉取得日」という。）をもって本会社に取得され、これと引換えにA種類株式1株につき5万円（ただし、A種類株式

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)をその時点で適用あるA種類株式交換価額で除して得られる数の普通株式が交付される。ただし、前記の普通株式数の算定により各株主に生じた端数については、これを切り捨てる。		
	平成22年 5月10日廃止 平成22年 5月17日登記		
株式の譲渡制限に関する規定	本会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。		
	平成22年 6月16日廃止 平成22年 6月30日登記		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成22年 6月16日設置 平成22年 6月30日登記		
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 3日登記		
役員に関する事項	取締役	越 丸 茂	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 2日登記
	取締役	越 丸 茂	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月30日登記
			平成24年 6月25日退任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	小 澤 雅 英	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 2日登記
			平成22年 6月16日退任
			平成22年 6月30日登記

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	取締役	小平 広 人	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 2日登記
	取締役	小平 広 人	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月30日登記
	取締役	小平 広 人	平成24年 6月25日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	横 山 毅	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 2日登記
	取締役	横 山 毅	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月30日登記
	取締役	横 山 毅	平成24年 6月25日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	中 川 剛	平成20年 6月18日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月 2日登記
	取締役	中 川 剛	平成22年 6月16日重任
	(社外取締役)		平成22年 6月30日登記
			平成24年 6月25日退任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	蔡 篤 恭	平成20年 6月18日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月 2日登記
	取締役	蔡 篤 恭	平成22年 6月16日重任
	(社外取締役)		平成22年 6月30日登記
			平成23年 6月27日辞任
			平成23年 7月 1日登記

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成22年 6月16日就任
			平成22年 6月30日登記
	取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成24年 6月25日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	高 木 裕	平成23年 6月27日就任
	(社外取締役)		平成23年 7月 1日登記
			平成25年 6月25日退任
			平成25年 7月 4日登記
	取締役	森 直 樹	平成25年 6月25日就任
	(社外取締役)		平成25年 7月 4日登記
	東京都多摩市鶴牧五丁目16番地の5		平成20年 6月18日重任
	代表取締役	越 丸 茂	平成20年 7月 2日登記
	東京都多摩市鶴牧五丁目16番地の5		平成22年 6月16日重任
	代表取締役	越 丸 茂	平成22年 6月30日登記
			平成24年 6月25日退任
			平成24年 7月 5日登記
	横浜市青葉区たちばな台一丁目10番地1クレ ッセント青葉台の丘510号		平成23年 6月27日就任
	代表取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成23年 7月 1日登記
	横浜市青葉区たちばな台一丁目10番地1クレ ッセント青葉台の丘510号		平成24年 6月25日重任
	代表取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成24年 7月 5日登記
	東京都北区神谷三丁目13番7-406号グラ ンディユーロコート赤羽		平成24年 6月25日就任
	代表取締役	小 平 広 人	平成24年 7月 5日登記

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	<u>監査役</u> <u>小林 勝</u> <u>(社外監査役)</u>	平成18年 6月21日就任
		平成22年 6月16日重任
		平成22年 6月30日登記
		平成23年 6月27日辞任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>縣 啓 二</u> <u>(社外監査役)</u>	平成18年 6月21日就任
		平成22年 6月16日退任
		平成22年 6月30日登記
	<u>監査役</u> <u>太 田 利 昌</u> <u>(社外監査役)</u> <u>監査役</u> <u>太 田 利 昌</u> <u>(社外監査役)</u>	平成19年 5月23日就任
		平成22年 6月16日重任
		平成22年 6月30日登記
		平成24年 7月11日辞任
		平成24年 7月20日登記
	<u>監査役</u> <u>栗 田 優 一</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 6月16日就任
		平成22年 6月30日登記
		平成24年 3月16日辞任
		平成24年 3月22日登記
	<u>監査役</u> <u>縣 啓 二</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月27日就任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>松 田 大 介</u> <u>(社外監査役)</u>	平成24年 3月16日就任
		平成24年 3月22日登記
		平成24年 6月25日辞任
		平成24年 7月 5日登記

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプローブ
会社法人等番号 0200-01-053623

	監査役 (社外監査役)	森 直 樹	平成24年 6月25日就任
			平成24年 7月 5日登記
			平成25年 6月25日辞任
			平成25年 7月 4日登記
	監査役 (社外監査役)	増 子 尚 之	平成24年 7月11日就任
			平成24年 7月20日登記
	監査役 (社外監査役)	檜 垣 修	平成25年 6月25日就任
			平成25年 7月 4日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成21年 6月19日重任
			平成21年 7月 3日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月30日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成23年 6月27日重任	
		平成23年 7月 1日登記	
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成24年 6月25日重任	
		平成24年 7月 5日登記	
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成25年 6月25日重任	
		平成25年 7月 4日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成22年 6月16日設定 平成22年 6月30日登記		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、会社法第425条第1項第1号および第2号に掲げる額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、会社法第425条第1項第1号および第2号に掲げる額の合計額を限度とする契約を締結することができる。		

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

	できる。
	本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。 平成22年 6月16日変更 平成22年 6月30日登記
新株予約権	株式会社テラプロープ2008年新株予約権 新株予約権の数 <u>4778個</u> <u>4769個</u> 平成20年 4月22日変更 平成20年 5月 2日登記 <u>4734個</u> 平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 2日登記 <u>4727個</u> 平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 5日登記 <u>4702個</u> 平成20年11月30日変更 平成20年12月11日登記 <u>4693個</u> 平成20年12月30日変更 平成21年 1月 8日登記 <u>4686個</u> 平成21年 3月31日変更 平成21年 4月 9日登記 <u>4668個</u> 平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 3日登記 <u>4659個</u> 平成21年 8月31日変更 平成21年 9月11日登記 <u>4578個</u> 平成21年10月31日変更 平成21年11月10日登記 <u>4569個</u> 平成22年 3月25日変更 平成22年 4月14日登記 <u>4562個</u> 平成22年 3月29日変更 平成22年 4月14日登記 <u>4561個</u> 平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記 <u>4537個</u> 平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記 <u>4532個</u> 平成23年 6月27日変更 平成23年 7月 1日登記 <u>4382個</u> 平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記 <u>4373個</u> 平成24年 5月31日変更 平成24年 6月 5日登記 <u>4353個</u> 平成24年 6月30日変更 平成24年 7月 5日登記 <u>4342個</u> 平成24年 7月31日変更 平成24年 8月 9日登記

4337個

平成24年10月31日変更

平成24年11月13日登記

4328個

平成24年12月31日変更

平成25年1月15日登記

4319個

平成25年3月31日変更

平成25年4月4日登記

4310個

平成25年4月30日変更

平成25年5月10日登記

4303個

平成25年9月30日変更

平成25年10月1日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 47,780株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

当社普通株式 4万7690個とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年4月22日変更

平成20年5月2日登記

当社普通株式 47,690株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続

会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 5月26日更正

当社普通株式 47,340株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 2日登記

当社普通株式 47,270株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 5日登記

当社普通株式 47,020株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で

必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年11月30日変更 平成20年12月11日登記
当社普通株式 46,930株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年12月30日変更 平成21年11月8日登記
当社普通株式 46,860株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年3月31日変更 平成21年4月9日登記
当社普通株式 46,680株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 3日登記
当社普通株式 46,590株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1.0株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月11日登記
当社普通株式 45,780株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1.0株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年10月31日変更 平成21年11月10日登記
当社普通株式 45,690株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1.0株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 3月25日変更 平成22年 4月14日登記

当社普通株式 45,620株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1.0株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 3月29日変更 平成22年 4月14日登記

当社普通株式 456,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10.0株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 5月28日変更 平成22年 6月 8日登記

当社普通株式456,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10.0株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記

当社普通株式453,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10.0株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の

算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記

当社普通株式453, 200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 6月27日変更 平成23年 7月 1日登記

当社普通株式438, 200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記

当社普通株式437, 300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じ

る1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 5月31日変更 平成24年 6月 5日登記

当社普通株式437,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月 5日登記

当社普通株式434,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 7月31日変更 平成24年 8月 9日登記

当社普通株式433,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続

会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記
当社普通株式432, 800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年12月31日変更 平成25年1月15日登記
当社普通株式431, 900株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年3月31日変更 平成25年4月4日登記
当社普通株式431, 000株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で

必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記
当社普通株式430,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 9月30日変更 平成25年10月 1日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を26,500円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} + \end{array}}$$

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行前の株価} \\ \text{既発行株式数} + \end{array} \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を2,650円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

平成22年 5月28日変更 平成22年 6月 8日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成22年3月1日から平成27年3月31日まで

但し、権利行使期間の始期が到来した場合でも、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所又は株式会社ジャスダック証券取引所へ上場される日までは、本件新株予約権を行使できない。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使に至るまでの間、当社または当社がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有している会社の従業員、執行役員、取締役もしくは監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続による承継は、新株予約権の割当てを受けた者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

(3) 割当日から権利行使に至るまでの間、新株予約権の買入れその他担保権を設定した場合は、行使を認めない。

(4) その他の条件については、当社株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てをうける者との間で締結する「株式会社テラプロープ新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(5) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使できないものとし、本件新株予約権は消滅するものとする。

- ①日本国の法律により禁固以上の刑に処せられた場合。
- ②当社または当社の子会社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合。
- ③自己都合により退職した場合。
- ④取締役および監査役につき法令、定款上の適格を喪失した場合。
- ⑤取締役、監査役および執行役員につき、新株予約権の割当を受けた者による契約違反を理由に当社が当社および新株予約権の割当を受けた者との間の委任契約を解除した場合。
- ⑥取締役、監査役および執行役員につき、当社の利益を損なう恐れのある重大な利益相反行為があった場合、当社との間の信頼関係を著しく破壊する行為があった場合およびその他これに類する事由があった場合。
- ⑦書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申出た場合。
- ⑧新株予約権の割当を受けた者が死亡した日から10か月以内に相続の手続きが行われなかった場合。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」(1)(2)(3)(4)の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 2月29日発行

平成20年 3月13日登記

株式会社テラプロープ2009年新株予約権
株式会社テラプロープ2010年新株予約権

平成22年 5月17日更正

新株予約権の数

577個

558個

550個

545個

531個

498個

487個

479個

471個

平成22年 5月31日変更 平成22年 6月 8日登記

平成22年 6月20日変更 平成22年 6月30日登記

平成22年 6月30日変更 平成22年 6月30日登記

平成23年 4月30日変更 平成23年 5月10日登記

平成23年 7月31日変更 平成23年 8月 4日登記

平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 6日登記

平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記

466個

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月 4日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 5,770株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

当社普通株式 57,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 5月28日変更 平成22年 6月 8日登記
当社普通株式 55,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 5月31日変更 平成22年 6月 8日登記

当社普通株式 55,000株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 6月20日変更 平成22年 6月30日登記
当社普通株式 54,500株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 6月30日変更 平成22年 6月30日登記
当社普通株式 53,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 4月30日変更 平成23年 5月10日登記
当社普通株式 49,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式

により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 7月31日変更 平成23年 8月 4日登記
当社普通株式 48,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記
当社普通株式47,900株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 6日登記
当社普通株式47,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる

1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記
当社普通株式46,600株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月 4日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を26,500円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たりの} \\ \text{株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \end{array}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{新規発行前の株価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込

金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を2,650円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数}}{\text{新規発行による増加株式数}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

平成22年 5月28日変更 平成22年 6月 8日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

但し、権利行使期間の始期が到来した場合でも、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所又は株式会社ジャスダック証券取引所へ上場される日までは、本件新株予約権を行使できない。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使に至るまでの間、当社または当社がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有している会社の従業員、執行役員、取締役もしくは監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続による承継は、新株予約権の割当てを受けた者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

(3) 割当日から権利行使に至るまでの間、新株予約権の質入れその他担保権を設定した場合は、行使を認めない。

	(4) その他の条件については、当社株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「株式会社テラプロープ新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 (5) 新株予約権の割当を受けた者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使できないものとし、本件新株予約権は消滅するものとする。 ①日本国の法律により禁固以上の刑に処せられた場合。 ②当社または当社の子会社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合。 ③自己都合により退職した場合。 ④取締役および監査役につき法令、定款上の適格を喪失した場合。 ⑤取締役、監査役および執行役員につき、新株予約権の割当を受けた者による契約違反を理由に当社が当社および新株予約権の割当を受けた者との間で締結された委任契約を解除した場合。 ⑥取締役、監査役および執行役員につき、当社の利益を損なう恐れのある重大な利益相反行為があった場合、当社との間の信頼関係を著しく破壊する行為があった場合およびその他これに類する事由があった場合。 ⑦書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申出た場合。 ⑧新株予約権の割当を受けた者が死亡した日から10か月以内に相続の手続きが行われなかった場合。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。 (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」(1)(2)(3)(4)の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
(1)	平成22年 3月31日発行 平成22年 4月14日登記
(2)	吸収合併 平成25年10月1日東京都青梅市今井三丁目10番地の6株式会社テラミクスを合併 平成25年10月 1日登記
(3)	取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社
(4)	監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社
(5)	監査役会設置会社に関する事項 監査役会設置会社
(6)	会計監査人設置会社に関する事項 会計監査人設置会社

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプロープ
会社法人等番号 0200-01-053623

登記記録に関する
事項

平成19年7月1日東京都中央区八重洲二丁目2番1号から本店移転

平成19年 7月23日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成25年10月31日

横浜地方法務局港北出張所

登記官

上 原 光 廣



整理番号 ソ207426

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

28/28

PATENT